

生	00	01	1 年
(令和 8 年 3 月末まで保存)			

生 企 第 4 6 3 号
令 和 7 年 3 月 1 4 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 企 画 課 長

岩手県大船渡市の林野火災に伴う「青色回転灯等を装備した自動車による自主防犯パトロールの実施地域」の取扱いの特例について

青色回転灯等を装備した自動車による自主防犯パトロール（以下「青色防犯パトロール」という。）については、「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱い及び手続について」（令和 4 年 12 月 20 日付け生企第 231 号。以下「通達」という。）により運用しているところであるが、岩手県大船渡市による被災地域（以下「被災地域」という。）においては、従前から活動する被災地域の団体による青色防犯パトロールの実施が困難となっている状況が見受けられる。

そこで、被災地域における治安を維持するため、現に青色防犯パトロールの実施に関する証明書を受けている被災地域以外で活動する団体から被災地域における青色防犯パトロールの実施を希望する旨の申出を受けた場合において、被災地域を管轄する警察本部長が必要と認める場合には、下記のとおり、通達に定める手続によらないで青色防犯パトロールを実施させることができるとされたことから、各警察署においては、青色防犯パトロールの実施に関する証明書を受けている団体に対し、本件を周知されたい。

なお、本件については国土交通省物流・自動車局と調整済みである。

記

1 実施期間

令和 7 年 3 月 7 日から同年 10 月 31 日までの間

2 実施団体等の要件

次のいずれにも適合している団体、車両及び実施者であること。

- (1) 現に青色防犯パトロールの実施に関する証明書、標章及びパトロール実施者証を受けている団体、車両及び実施者であること。
- (2) 被災地域のうち青色防犯パトロールの実施を予定している地域において、継続的な実施が見込まれる団体であること。

3 実施地域

実施地域が次のいずれにも適合している地域であること。

- (1) 被災地域における治安の維持の観点から青色防犯パトロールの実施が必要と認められる地域
- (2) 青色防犯パトロールを実施しようとする団体による継続的な青色防犯パトロー

ルが実施されると認められる地域

4 手続

- (1) 被災地域を管轄する警察本部長は、現に青色防犯パトロールの実施に関する証明書を受けている被災地域以外で活動する団体からの申出について審査し、当該団体に被災地域において青色防犯パトロールを実施させるときは、当該団体に青色防犯パトロールを実施する車両であることを証する標章（別記様式。以下「標章」という。）を交付することとしているが、本標章を受けようとする当該団体の申し出は、県内各警察署生活安全担当係または下記担当係宛てであっても差し支えないものとなっている。（手続の流れについては別添「特例手続の流れ」のとおり）。
- (2) 当該団体が被災地域における青色防犯パトロールを終了したときは、被災地域を管轄する警察本部に標章を返納すること。

担当：生活安全企画課
犯罪抑止対策係

(表)

番号	
青色回転灯等装備車 (自主防犯パトロール中)	
自動車登録番号又は車両番号	使用団体名
パトロール実施地域	
〇〇県警察本部長	
発行日 年 月 日	
(令和7年10月31日まで有効)	
印	

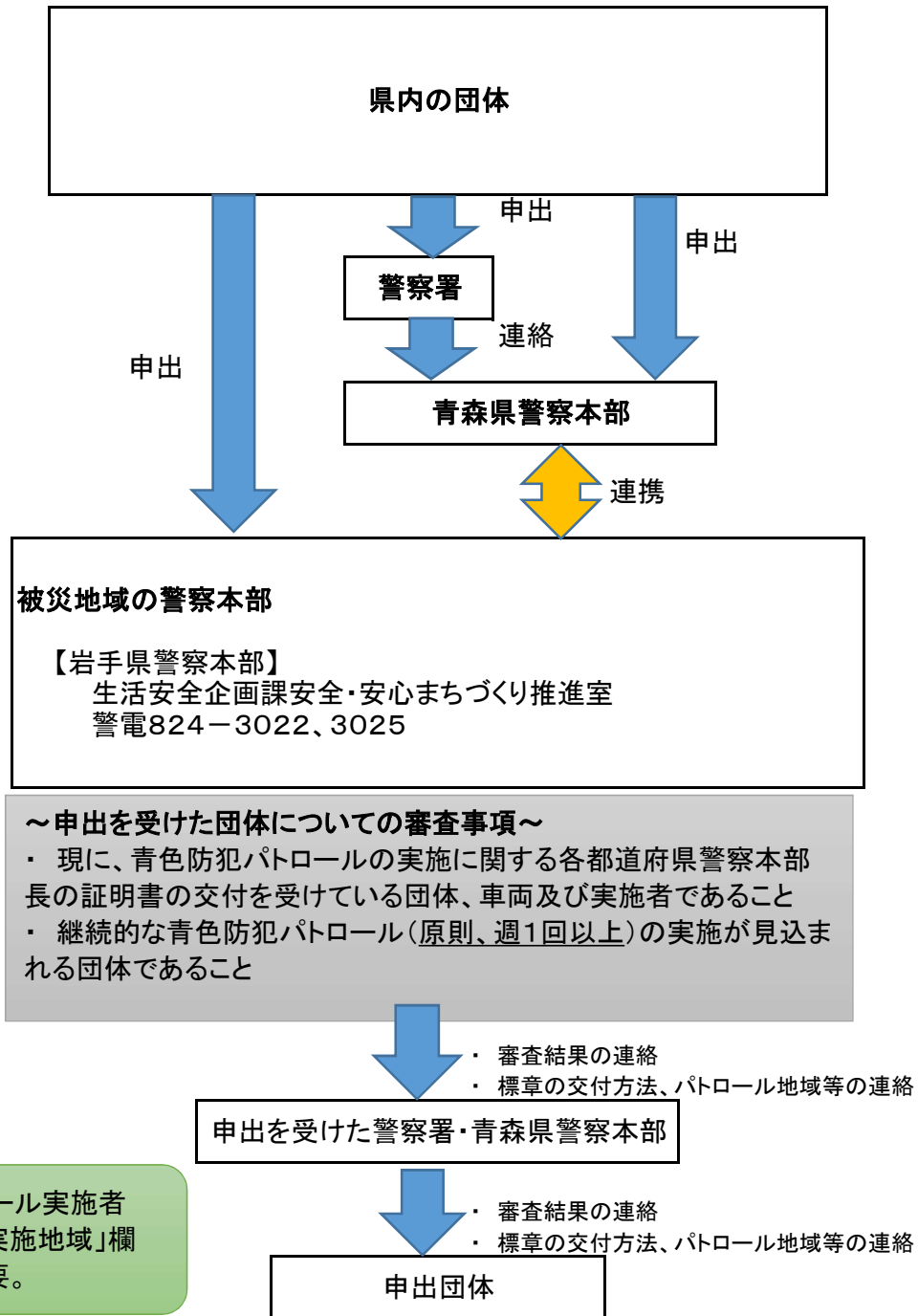
(裏)

注意事項
1 この標章は、青色回転灯等を自動車に装備して自主防犯パトロールを行うことが認められた団体が表の自動車登録番号又は車両番号の自動車を使用してパトロール実施地域において青色回転灯等を点灯させて自主防犯パトロールを行う場合に限り有効です。
2 この標章は、本件の目的以外には使用できません。
3 青色回転灯等を点灯させての自主防犯パトロール中は、この標章を自動車の後方から見えるように掲示してください。
4 現場において警察官等の指示があった場合は、これに従ってください
5 この標章は、証明が取り消されたときや、自動車による自主防犯パトロールを止めたときには、速やかに返納して下さい。

備考

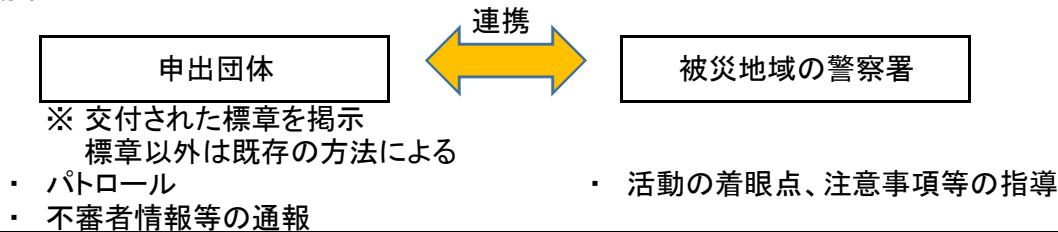
用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

● 活動前の手続



※ 証明書、パトロール実施者証の「パトロール実施地域」欄の記載変更は不要。

● 活動中



● 活動終了後の手続

